



「声」の欄・投稿規定

★「声」の欄は読者の皆さんのお考えを、直接誌面に反映させるためのページです。皮膚病の診療に関する日ごろのご意見、新しいアイデア、ご提言などをお気軽にお寄せください。とくに日夜第一線で診療に活躍しておられる先生方からのご投稿を切望します。

★「声」の欄には、また皮膚病に関する“質疑応答”を取り上げます。お寄せいただいたご質問は、その方面の権威に依頼して適切な回答を用意し、誌上で発表いたします。とくに回答者を指名されても結構です。

★字数は一般のご投稿は1,200字以内、質問は600字以内を原則とします。

★ご投稿は郵送のほか、FAX（番号：03-3984-1003）とE-mail（アドレス：hifubyoh-shinryoh@kk-kyowa.co.jp）にても受け付けております。

★原稿には住所・氏名を明記していただきます。

残留抗菌薬の影響は？

臨床の現場では原因不明の蕁麻疹や中毒疹によく遭遇します。「食品添加物でしょうね」とお茶を濁すことも多いのではないのでしょうか。

さてWHOの旗振りのもと、抗菌薬の適正使用（antimicrobial stewardship）が厚生労働省指導もあり、国をあげて推進されています。調べてみると、抗菌薬はヒトだけに投与されているわけではなく、家畜や土壌にも農薬として使用されていて、当然といえば当然のことなのですがとても驚きました。監督省庁が異なるので一概には比較できないのですが、たとえば農林水産省HP掲載の「抗生物質の使用と薬剤耐性菌の発生について」（http://www.maff.go.jp/j/syouan/johokan/risk_comm/r_kekka_iyaku/h151110/pdf/031110_giji.pdf）によれば、ヒトへの医薬品としての投与が約520トン（1998年）、動物用医薬品としての投与が約1,060トン（2001年）、農薬としての使用が約400トン（2000年度）であり、人への投与の約3倍量が動物や飼料添加物、農薬として毎年消費されていることになります。

この場合、抗菌薬などの成分が、たとえば加工された精肉などに残留している可能性は考えられないのでしょうか？ 以前アレルギーの学会で、家畜に投与された抗菌薬の残留成分が原因不明の蕁麻疹や中毒疹の誘因である可能性について講師に質問したことがあります。「誰も調査していないのでわからない」という回答でした。読者の諸先生のご意見などがあれば幸いです。

石川博康

（八戸市・湊高台皮膚科）

「皮膚病診療」既刊号のご案内

Vol.40, No.4	足趾の皮膚病
No.5	腋窩の皮膚病
No.6	色素沈着を伴う皮膚病
No.7	細菌感染症
No.8	サルコイドーシス—2018
No.9	外陰部・肛門の皮膚病（女性）
No.10	外陰部・肛門の皮膚病（男性）
No.11	血液疾患と皮膚病
No.12	皮膚に症状が出る小児感染症
増刊号	ダーモスコピー写真集

Vol.41, No.1	小児先天性皮膚疾患
No.2	臀部の皮膚疾患
No.3	DIHS
No.4	沈着症
No.5	新生児・乳児の皮膚病
No.6	皮膚真菌症（8）
No.7	夏に多い皮膚病
No.8	膿疱をきたす疾患
No.9	爪および爪周辺の疾患
No.10	色のついた皮膚病《赤》